

一抜け方式による入札の例（ダイレクト型一般競争入札の場合）

一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものととして取扱う。

また、当初の落札候補者の入札を無効とした場合に新たな落札候補者は、その後開札される他の工事について、新たな落札候補者となることはできない。

また、当該工事の新たな落札候補者が他の対象工事の落札候補者である場合は、無効（失格）とし、更に次順位の者を落札候補者とする。

一抜け方式の対象工事については次のとおり定める。

対象工事

ア 小学校体育館改修工事

イ 中学校体育館改修工事

ウ 公民館改修工事

概要

- ・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウの入札は無効とする。
- ・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

※ 3件の工事のうち1者が落札できるのは1件のみとなる。

なお、後半に開札される工事において、一抜け方式による入札を行うと参加者が1者となる恐れがある場合には、当該入札の競争性に鑑み一抜け方式による入札は行わないものとする。